

定款 第21条 役員の報酬等について

(1) 役員の報酬は、理事会等出席の交通費（車代）として以下の額を支払う。

(ア) 相模台まちづくりセンター管轄在住の役員には、会議出席の都度3,000円とする。

(イ) その他地区在住の役員には、会議出席の都度5,000円とする。

(ウ) (イ)の5,000円を超える交通費が発生する場合には、その額とする。

(2) 役員としての地位にあることのみによつての支給はしない。